

プロトコール合意書締結のご案内

プロトコールの運用にあたり、各保険薬局の皆さまとの合意書の締結をお願いしております。つきましては、合意書の締結を希望される場合、下記の手順に沿ってご対応をお願いいたします。

合意書締結までの流れ

1. プロトコールの内容をご確認のうえ、合意書を作成してください。
2. 必要事項を記載・押印のうえ、保険薬局用・病院用の2部をご準備ください。
3. 作成した2部とも、追跡可能な方法（レターパック等）で当院薬剤部宛てにご郵送ください。返送用として、宛名を記載した封筒（レターパック等の追跡可能なもの）を同封していただきますようお願いいたします。

送付先 〒524-8524 滋賀県守山市守山5丁目4番30号 滋賀県立総合病院薬剤部宛

※封筒には、「プロトコール合意書在中」と記載ください。

4. 当院より返送する合意書に締結日が記載された日をもって、プロトコールの適用開始といたします。

処方変更時の対応について

プロトコールに基づき処方変更を行った場合は、所定の変更調剤報告書に必要事項をご記入のうえ、薬剤部までFAXでご送付ください。

送信の際は、宛先番号にお間違いのないようご注意ください。

FAX 番号 077-582-5098